

練馬区の地域福祉・福祉のまちづくり に関する現状と課題（抜粋）

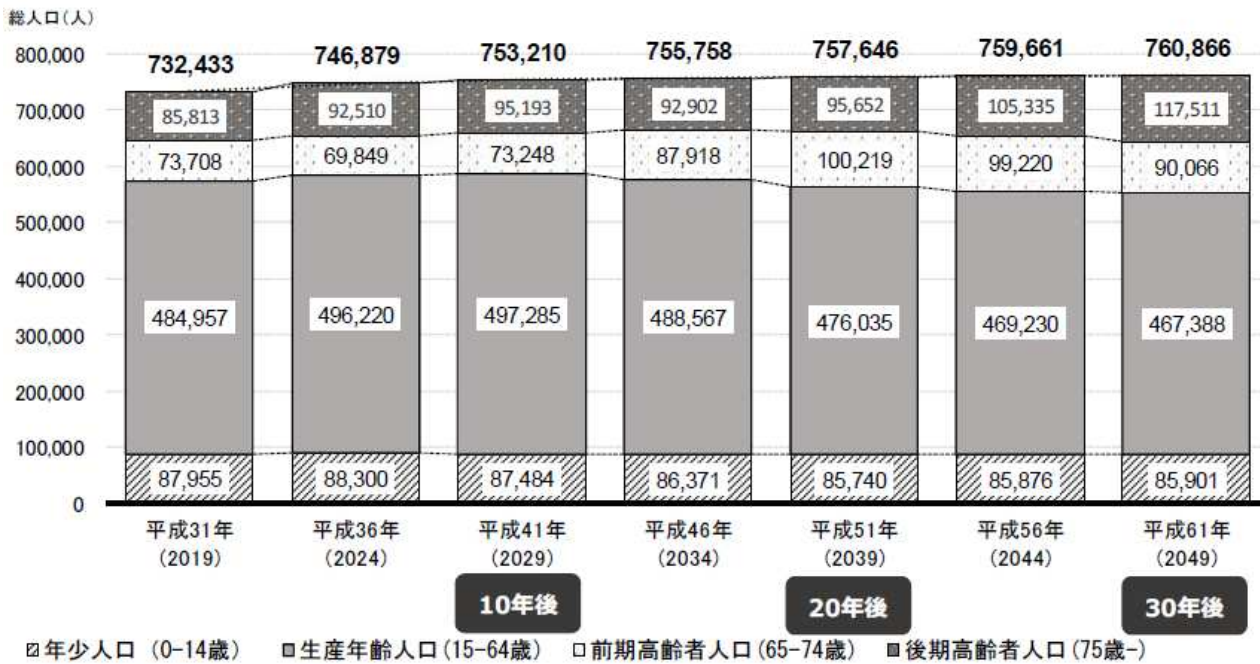
- 1 基礎数値 ... P2
- 2 現状と課題（現行計画の施策を基準にした整理）
 - （4）福祉サービスを利用しやすい環境をつくる ... P7

1 基礎数値

【練馬区の将来推計人口】(1) 総人口の推移

総人口は、30年後の平成61(2049)年に約76万1,000人に達し、その後、減少に転じる見込みです。平成42年から減少が見込まれる日本人人口を、外国人人口が補う形で30年間増加を続け、その後は緩やかに減少していくことが予測されます。

図1 ■ 総人口の将来推計人口 (平成31(2019)年～平成61(2049)年)

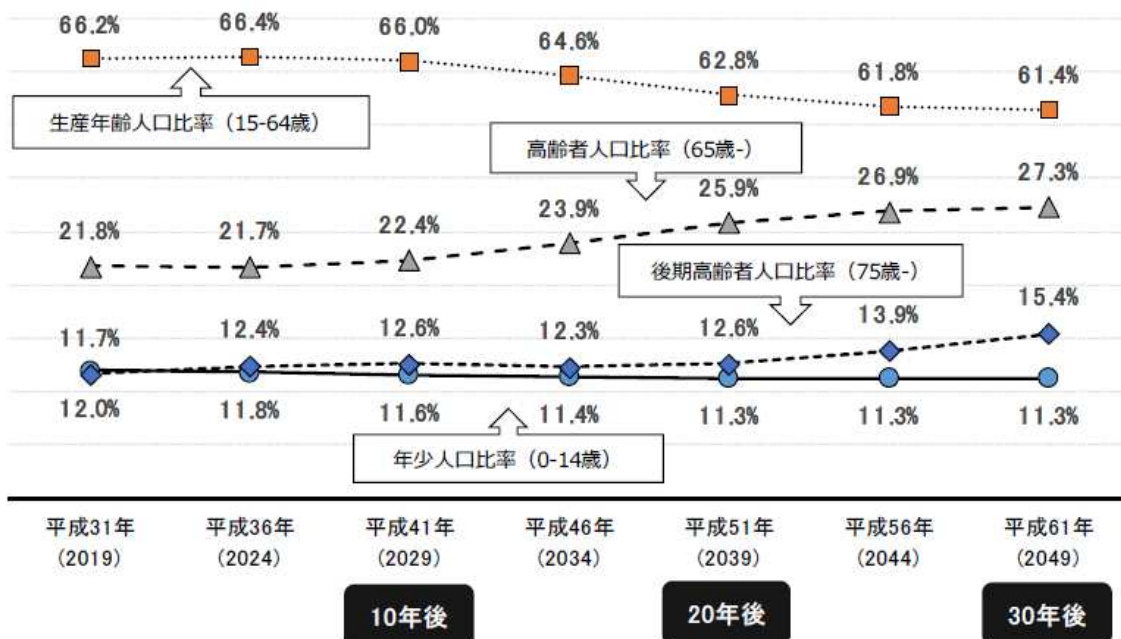


資料：第2次みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン 年度別取組計画素案(平成31年2月)

【練馬区の将来推計人口】(2) 総人口の年齢構成比の推移

年少人口比率(○)、生産年齢人口比率(□)が低下し、高齢者人口比率(△) 後期高齢者人口比率(◇)の比率が上昇していくことが分かります。

図2 ■ 年齢四区分比率の将来推移 (平成31(2019)年～平成61(2049)年)



資料：第2次みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン 年度別取組計画素案(平成31年2月)

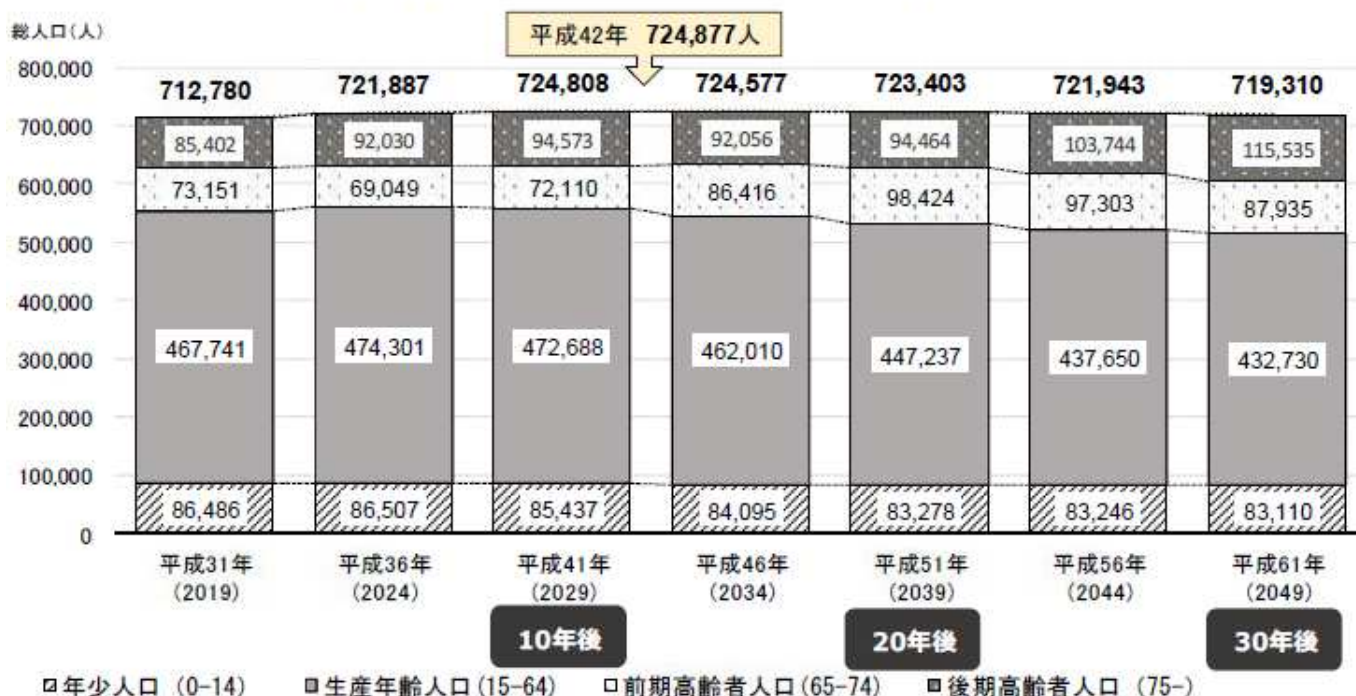
1 基礎数値

【練馬区の将来推計人口】(3) 日本人人口の推移

日本人の人口は、11年後の平成42(2030)年頃に約72万5,000人に達し、その後、ゆるやかに減少していくことが予測されます。

図3

■ 日本人の将来推計人口 (平成31(2019)年～平成61(2049)年)



資料：第2次みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン 年度別取組計画素案(平成31年2月)

【練馬区の将来推計人口】(4) 外国人人口の推移

外国人の人口は、30年後の平成61(2,049)年に約4万2,000人に達し、その後も増加していくことが予測されます。

図4

■ 外国人の将来推計人口 (平成31(2019)年～平成61(2049)年)

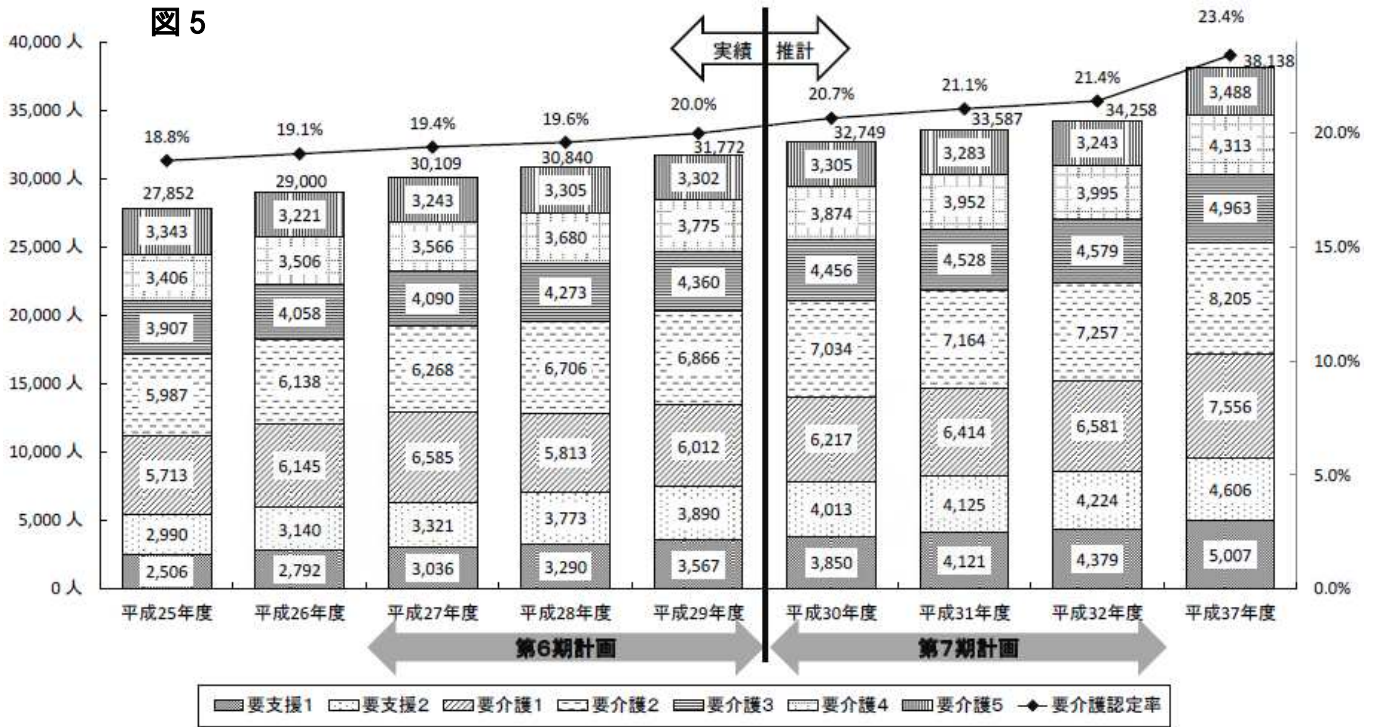


資料：第2次みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン 年度別取組計画素案(平成31年2月)

1 基礎数値

【練馬区の高齢者】(1) 要介護認定者の推移 (第1号被保険者)

要介護認定者は増加し、要介護認定率も上昇する見込みです。要介護認定者のうち、何らかの認知症の症状がある方は8割を占めており、半数の方が見守り等の日常生活上の支援を必要とする状況です。

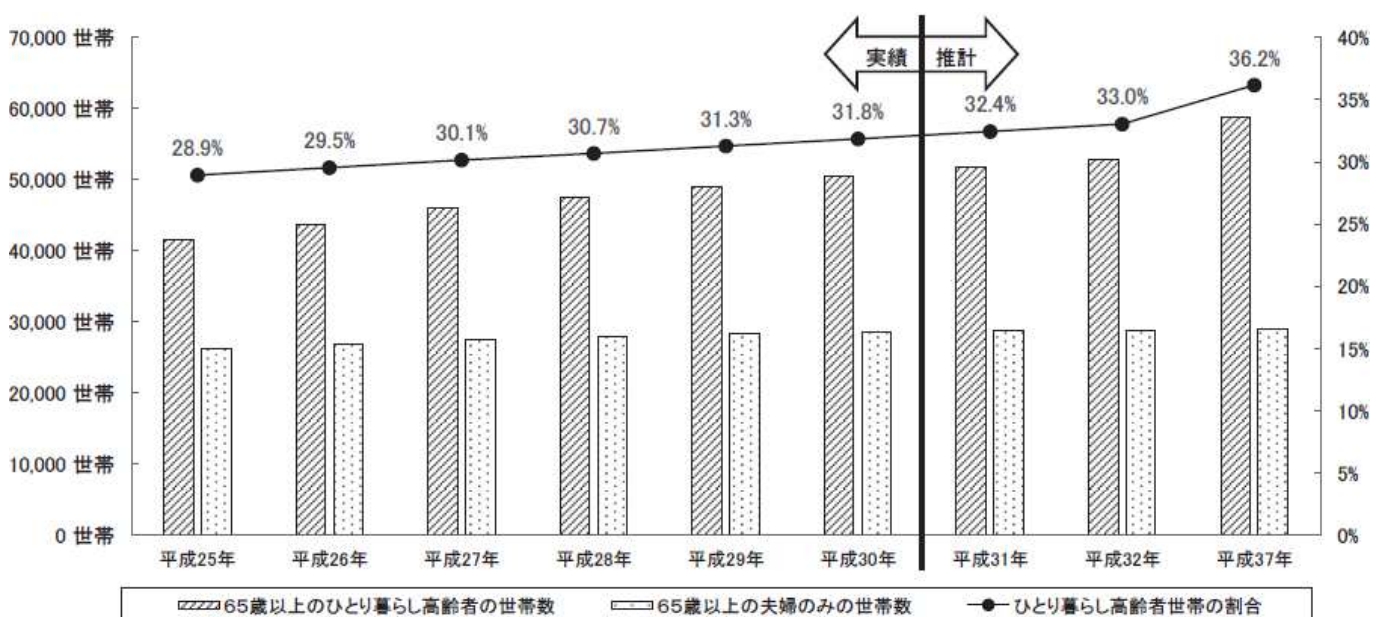


資料：第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）

【練馬区の高齢者】(2) 高齢者世帯構成の推移

平成37年（2025年）には、高齢者の夫婦のみ世帯がほぼ横ばいであるのに対し、ひとり暮らし高齢者は増加し、高齢者の3人に1人はひとり暮らし高齢者となる見込みです。

図6

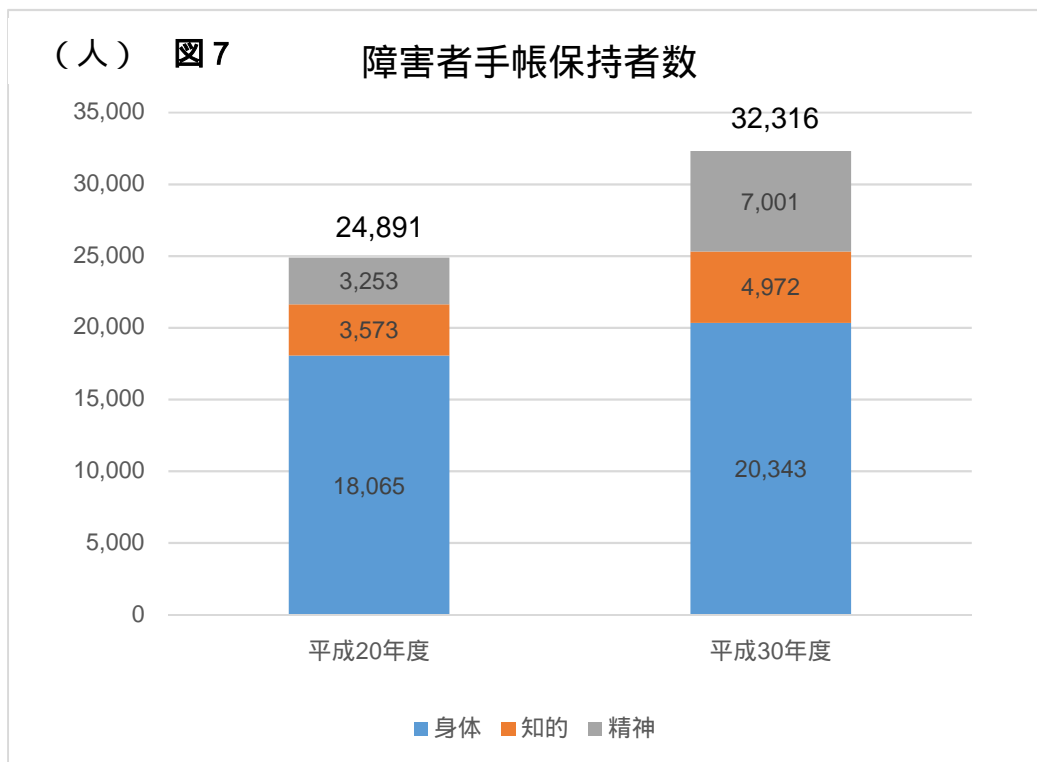


資料：第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）

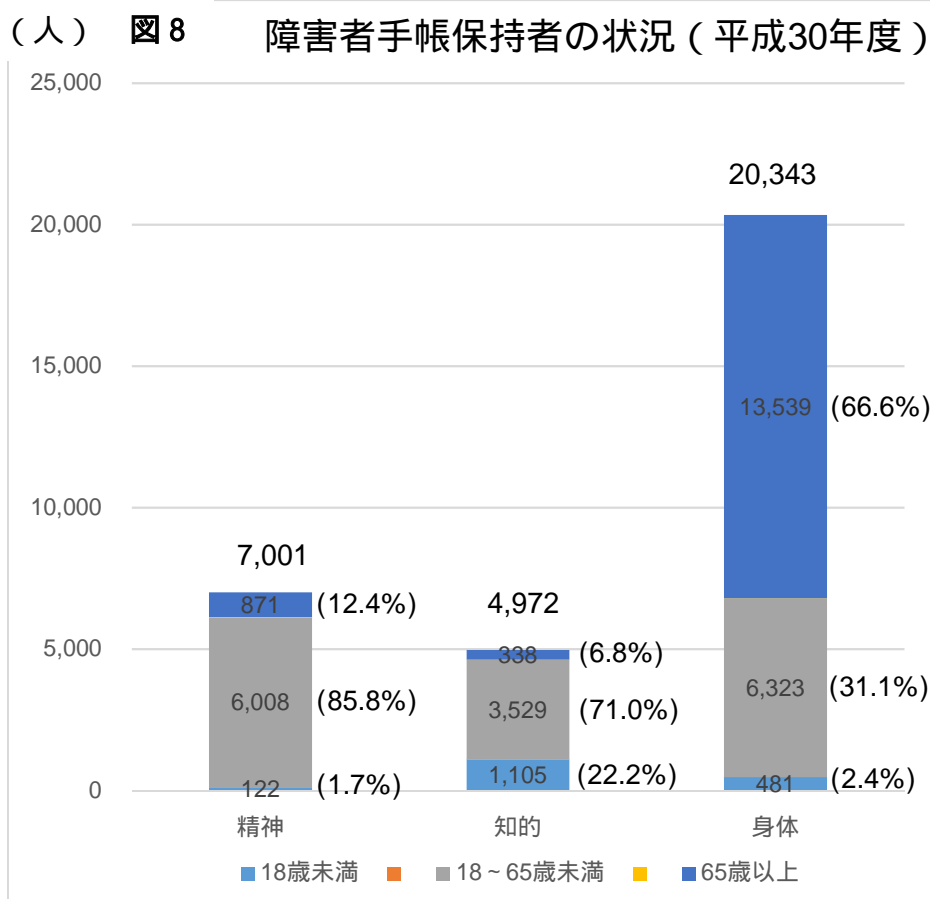
1 基礎数値

【練馬区の障害者】手帳保持者数・手帳保持者の状況

障害者の範囲拡大、高齢化社会、医療発展などにより、手帳保持者数が増加しています。特に、精神障害者の占める割合が増加しています。また、身体障害者手帳保持者の7割近くが65歳以上の方です。



資料：障害者計画・第三期障害福祉計画（平成24～26年度）手帳所持者調査をもとに作成

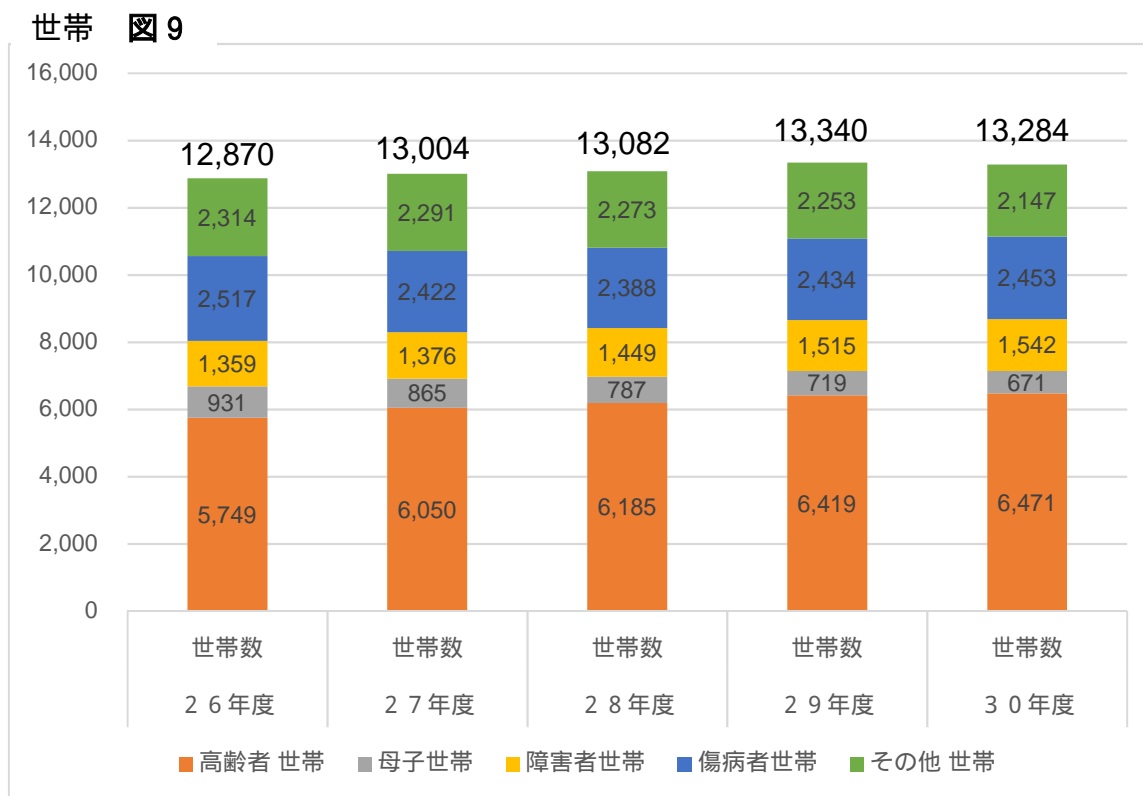


資料：手帳所持者調査をもとに作成

1 基礎数値

【練馬区の生活保護】被保護世帯の世帯類型別構成の推移

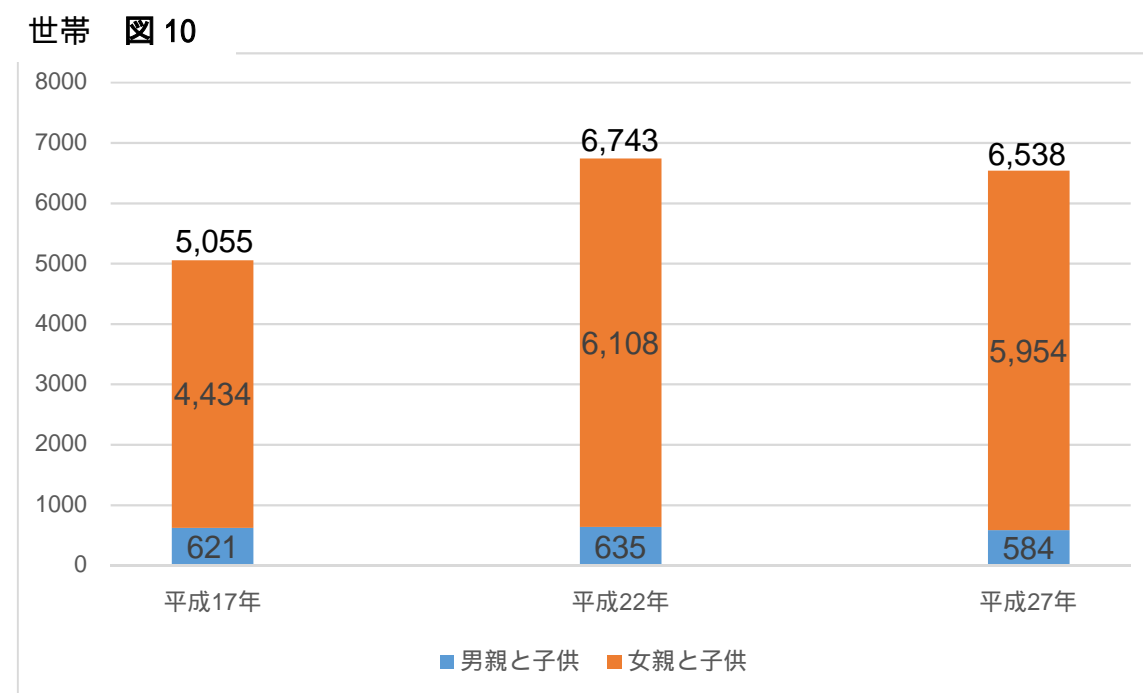
過去 5 年間の被保護世帯数は、僅かに増加しています。中でも、高齢者世帯および障害者世帯数が増加しています。



資料：被保護者調査（月別概要）をもとに作成

【練馬区のひとり親】18歳未満の家族のいる世帯数の推移

ひとり親世帯は、平成 17 年から 22 年にかけて 1,688 世帯増加したものの、22 年から 27 年にかけては 205 世帯減少しました。



資料：国勢調査（平成 17、22、27 年）をもとに作成

2 現状と課題（４）福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

認知症高齢者の推計

表 1

	<平成29年9月>	<平成37年>
何らかの認知症の症状がある方	約25,000人	約31,000人
見守り等の何らかの介護が必要な方	約17,000人	約21,000人

要介護認定者のうち、「認知症に関する日常生活自立度」による分類で、「 」 = 「何らかの認知症の症状がある方」、「 」 = 「見守り等の何らかの介護の支援が必要な方」として推計

表中の平成37年の数値の算出方法 = 平成37年の数 × 平成29年9月における に占める の割合

	<平成30年6月>
区内の成年後見制度利用者数	約1,300人

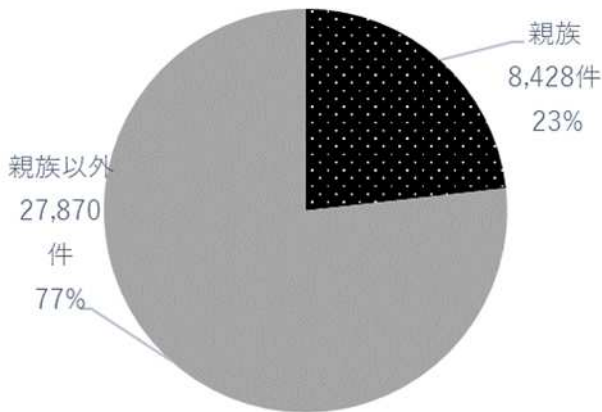
については、利用開始の原因（認知症、知的障害等）の割合は不明

資料： 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）、東京家庭裁判所集計資料

成年後見人等と本人との関係別件数・割合

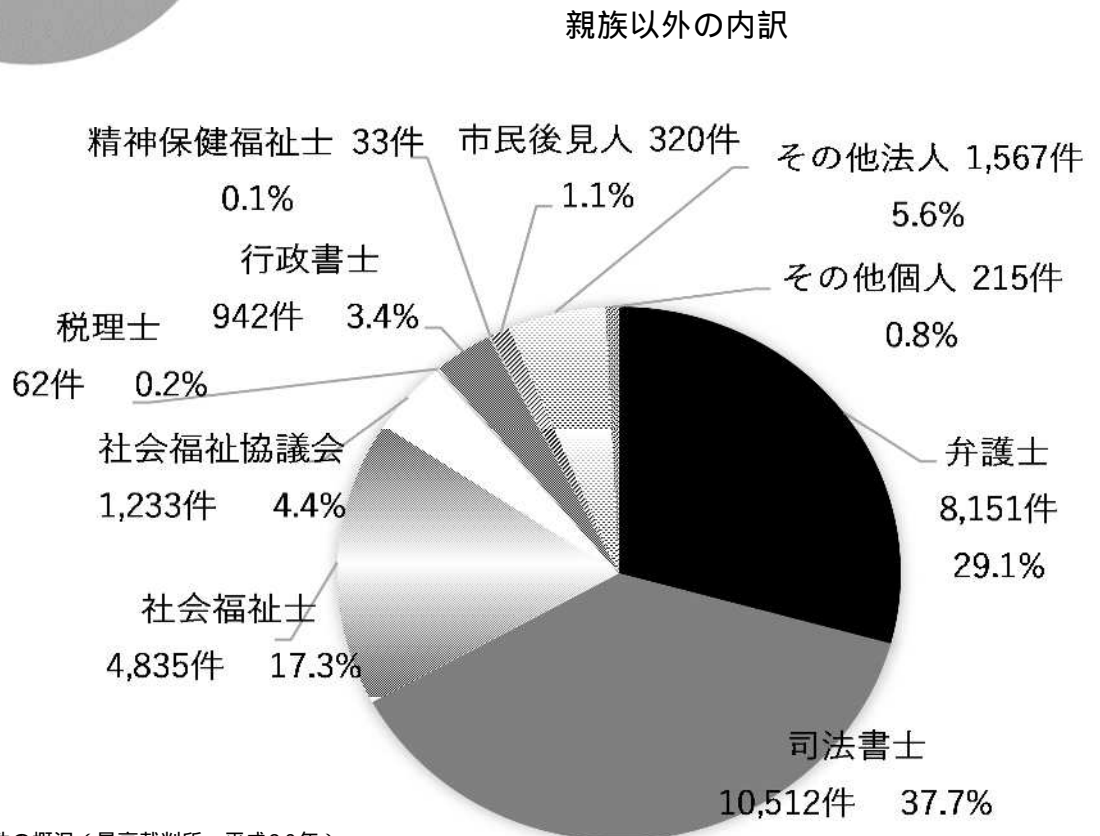
親族，親族以外の別

図 11



資料：成年後見関係事件の概況（最高裁判所・平成30年）

図 12



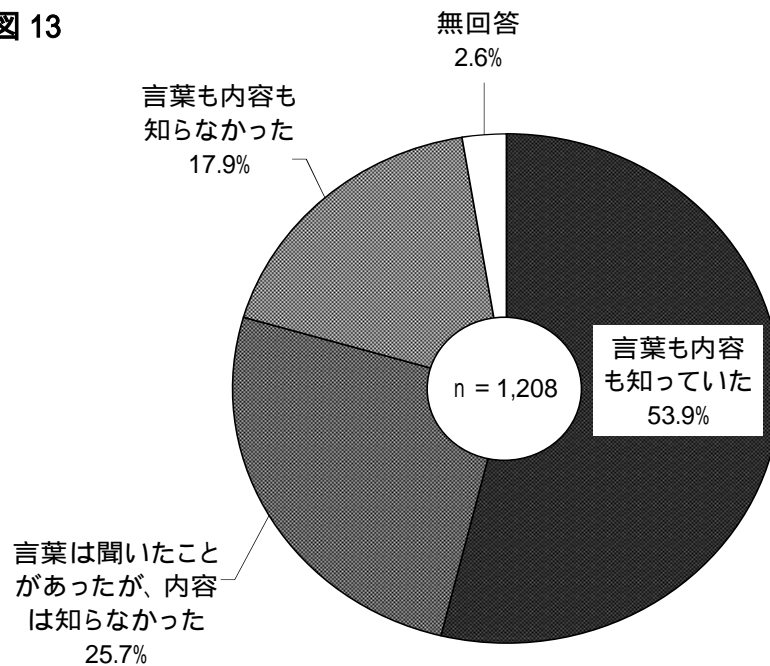
資料：成年後見関係事件の概況（最高裁判所・平成30年）

2 現状と課題（４）福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

成年後見制度の認知度

「言葉も内容も知っていた」(53.9%)が5割を超えて最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあったが、内容は知らなかった」(25.7%)となっている。一方、「言葉も内容も知らなかった」(17.9%)は2割近くとなっています。

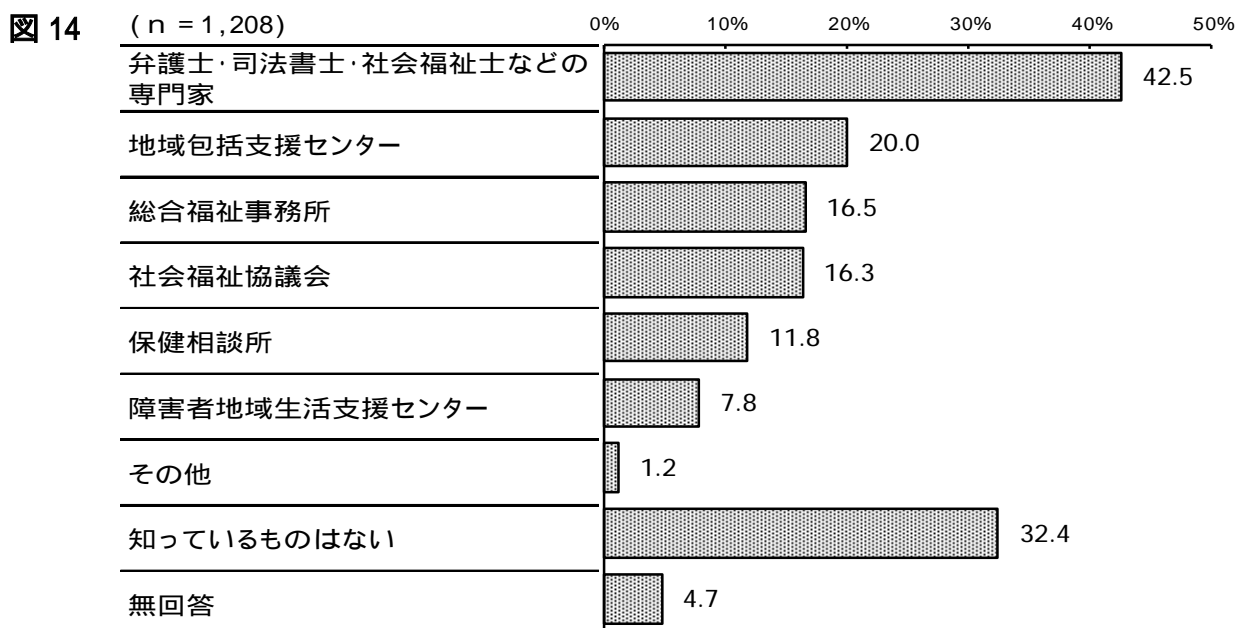
図 13



資料：区民意識意向調査（平成30年度）

成年後見制度が必要になったときに相談できる機関の認知度

「弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家」(42.5%)が4割を超えて最も多く、次いで「地域包括支援センター」(20.0%)となっている。一方、「知っているものはない」(32.4%)は3割を超えています。

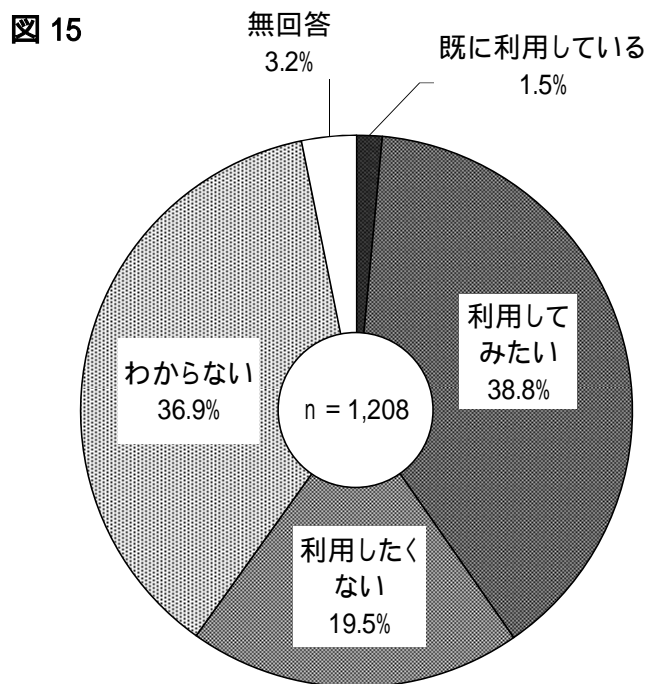


資料：区民意識意向調査（平成30年度）

2 現状と課題（４）福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

成年後見制度の利用意向

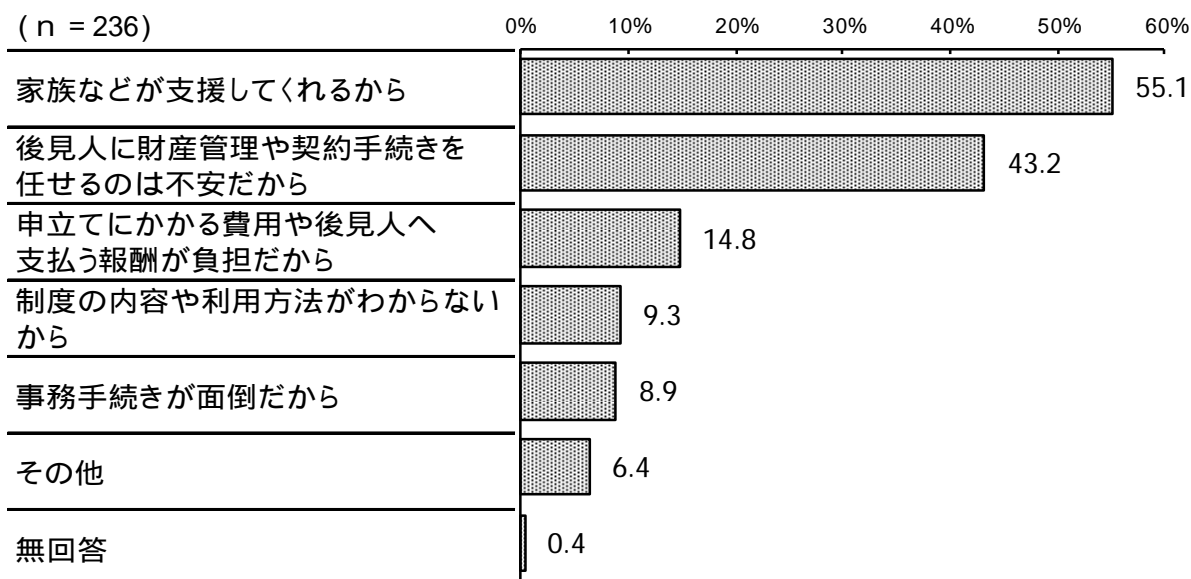
「利用してみたい」（38.8%）が4割近くで最も多く、次いで「わからない」（36.9%）となっています。一方、「利用したくない」（19.5%）は約2割となっています。



成年後見制度を利用したくない理由

「家族などが支援してくれるから」（55.1%）が5割台半ばで最も多く、次いで「後見人に財産管理や契約手続きを任せるのは不安だから」（43.2%）、「申立てにかかる費用や後見人へ支払う報酬が負担だから」（14.8%）の順となっています。

図 16

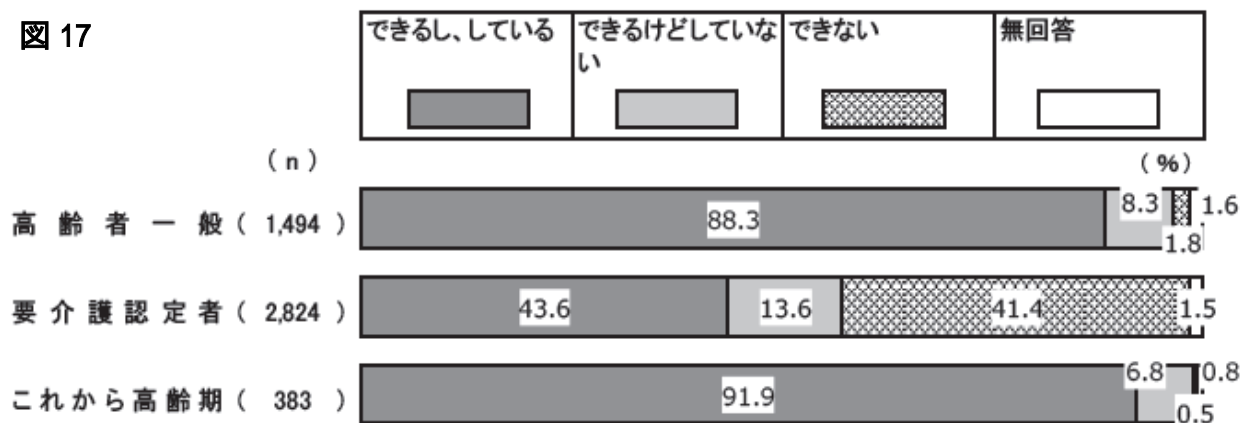


2 現状と課題（４）福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

預貯金の自己管理

「できない」と回答した人は、高齢者一般(要介護認定を受けていない65歳以上の方)で1.8%であるのに対し、要介護認定者で41.4%と割合が多くなっています。

図 17



資料：練馬区高齢者基礎調査（平成29年3月）

2 現状と課題（４）福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

【練馬区の主な事業】（実績：30年度）

1 成年後見制度等の相談・周知

一般相談（練馬区社会福祉協議会「権利擁護センターほっとサポートねりま」、
地域包括支援センター等）

弁護士・司法書士による専門相談 延 14 回

地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 延 16 回

2 成年後見制度の利用促進

区長による利用申立 53 件

後見人等への報酬助成 35 件

関係職員向け研修 のべ 10 回

関係者による地域ネットワーク会議

区全域 年 2 回、圏域単位（試行実施） 年 2 回

3 社会貢献型後見人の育成・支援

養成研修 全 29 回（うち区民・関係者向け公開 10 回）、修了生 3 人

社会貢献型後見人による成年後見人等の受任 23 件

社協による後見監督業務の受任 23 件

4 福祉サービス利用援助事業

地域福祉権利擁護事業 利用者 138 人（平成 31 年 3 月末現在）

高齢、障害等により判断能力が十分でない方に、福祉サービスを利用するための支援や
日常的な金銭の管理、通帳の保管等を行う。

財産保全サービス・各種手続代行サービス 利用者 28 人（平成 31 年 3 月末現在）

身体障害や病気等により財産の管理が難しい方に、行政手続等の代行支援や通帳の保
管等を行う。

【練馬区の主な課題】

1 認知症の症状がある方や障害のある方の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な方も増加することが見込まれる。

成年後見制度の利用を促進するため、中核となる機関が中心となって、適切な後見人が
選任される仕組みや関係者の支援体制を構築することが必要

2 成年後見制度を利用したくない理由として、「後見人に財産管理や契約手続きを任せるのは不安」、「申立てにかかる費用や後見人へ支払う報酬が負担」を挙げている人の割合が多い。

成年後見制度を安心して利用できるよう、制度のさらなる周知や啓発が必要

3 成年後見人等に占める専門職の割合が増える一方、親族の割合が減少している。

被後見人等の増加に対応できるよう、法人後見や市民後見人など専門職後見人以外の後
見人を一層活用することが必要

4 認知症の症状がある方の増加に伴い、日常の金銭管理等に支援が必要な方も増加すると予測される。

成年後見制度の利用に至らないが、判断能力が不十分である方への支援を充実することが必要